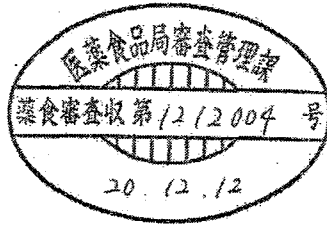




【別添1】

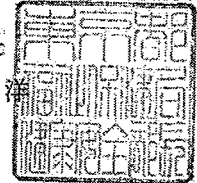


20福保健薬1667号
平成20年12月9日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

梶原 洋



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（照会）

化粧品については、化粧品基準（平成12年厚生労働省告示第331号）に基づき、製造販売されているところではありますが、化粧品への下記2成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名 カッコウ (POGOSTEMONI HERBA) (別名 藿香、広藿香、パチヨリ、パチュリー)

成分名 パチヨリ油 (上記 カッコウの精油成分)

当該2成分は、化粧品基準に記載されている「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当すると考えてよろしいか。

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部

薬務課医薬品審査係

TEL :03-5320-4516

FAX:03-5388-1434

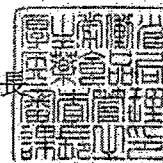
【別添2】



薬食審査発第 0205027 号
平成 21 年 2 月 5 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（回答）

平成 20 年 12 月 9 日付け 20 福保健薬第 1667 号をもって照会のありました標記については、下記のとおり回答する。

記

成分名 カッコウ
成分名 パチョリ油

当該 2 成分は、化粧品基準第 2 項で規定する「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第 2 から第 4 に掲げる成分を除く。）」に該当する。